

3.2 ウイルス浮遊液の試験

3.2.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。

3.2.2 ヲイコアラズマ否定試験

培地性能指標菌種の発育を確認した適当な平板培地及び液体培地を試験に用いる。2種類の平板培地を各10枚用意し、1枚当たり試料0.2mLを接種する。また、2種類の100mL入り液体培地を各6本用意し、1本当たり試料2.5mLを接種する。平板培地各5枚及び液体培地各4本を好氣的条件下において36±1℃で培養し、残りの平板培地各5枚及び液体培地各2本を酸素ガスに5~10vol%炭酸ガスを混合した嫌氣的条件下において36±1℃で培養する。平板培地は14日間培養し、液体培地は28日間培養する。液体培地については、培養開始から3日目、7日目、14日目及び21日目に1枚当たり培養液0.2mLを2種類の新たな平板培地各10枚に接種する。これらの平板培地の各6枚を好氣的条件下、残りの各4枚を嫌氣的条件下において36±1℃で14日間以上培養する。全ての平板培地を観察するとき、ヲイコアラズマの増殖を認めなければならない。

3.2.3 同定試験

I型、II型又はIII型のウイルスにそれぞれ特異的な抗ウイルス免疫血清を用い、検体中のウイルスの型を同定する。

3.3 単面ウイルスの試験

3.3.1 不活化試験

検体は、少なくとも1500回接種に相当する量を、不活化期間の4分の3に相当する日及び最終日にそれぞれ採取する。その採取した検体について、混在する不活化剤等の培養細胞に対する変性効果を除くため、適当な緩衝剤を含む希釈液等の十分な量を用いて透析したものを試料とする。試料をアフリカミドリサル腺細胞又はこれと同等以上の感受性をもつ適当な培養細胞に接種し、2日間培養観察する。この際、試料1mLにつきその腎細胞又は培養細胞3㎡以上を用いる。この間、細胞変性を認めてはならない。

3.3.2 比抗原量試験 (たん白質含量/D抗原量)

酵素免疫測定法等の適当な免疫学的方法によりD抗原量を測定する。また、ローリー法又はこれと同等の方法によりたん白質含量を測定する。D抗原量1DUにつき、たん白質含量は50mg以下でなければならない。

3.4 混合ウイルスの試験

3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。

3.4.2 エンドトキシン試験

日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、50EU/mL以下でなければならない。

3.5 最終ウイルスの試験

一般試験法のホルムアルデヒド含量試験

3.5.1 ホルムアルデヒド含量試験

一般試験法のホルムアルデヒド含量法を準用して試験するとき、0.004w/v%以下でなければならない。

3.6 小分製品の試験

3.6.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、当該試験に適合しなければならない。

3.6.2 pH試験

一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき、6.8~7.5でなければならない。

3.6.3 エンドトキシン試験

日本薬局方一般試験法のエンドトキシン試験法を準用して試験するとき、10EU/mL以下でなければならない。

3.6.4 たん白質含量試験

ローリー法又はこれと同等の方法により試験するとき、20mg/mL以下でなければならない。

3.6.5 D抗原含量試験

液体及び標準物質を用いる。検体及び標準物質の希釈はリン酸緩衝塩化ナトリウム等による。

3.6.5.1 材料

検体及び標準物質をそれぞれ希釈し、I型、II型又はIII型のD抗原にそれぞれ特異的な抗体を用いた酵素免疫測定法によりD抗原量を測定する。

3.6.5.2 試験

液体及び標準物質をそれぞれ希釈し、I型、II型又はIII型のD抗原にそれぞれ特異的な抗体を用いた酵素免疫測定法によりD抗原量を測定する。

3.6.5.3 判定

1回接種量 (0.5mL) 当たりのD抗原量は、承認された判定基準に適合しなければならない。

3.6.6 表示確認試験

血清学的方法により行う。

野法及び有効期間

野法は、2~8℃とする。

有効期間は、承認時に定められた期間とする。

○厚生労働省令第134号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第135号

厚生労働大臣 小宮山洋子

(165) 不活化ポリオワクチン (ソーワクチン)

○厚生労働省令第136号 厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第137号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第138号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第139号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第140号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第141号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第142号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第143号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第144号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第145号

厚生労働大臣 小宮山洋子

○厚生労働省令第146号

厚生労働大臣 小宮山洋子

不活化ポリオワクチン (ソーワクチン)	1,274,400円	内容量が0.5mLであるとき、20本
---------------------	------------	--------------------

2の生物学的試験の項に生ポリオワクチン (最終段階) の目の次に次の1目を加える。

不活化ポリオワクチン (ソーワクチン)

生物学的製剤基準の不活化ポリオワクチン (ソーワクチン) の条の3.6.5に規定する試験法によるものとする。

○農林水産省令第147号

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省令第148号

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省令第149号

農林水産大臣 鹿野 道彦

○農林水産省令第150号

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省令第151号

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省令第152号

農林水産大臣 鹿野 道彦

農林水産省令第153号

農林水産大臣 鹿野 道彦